

申立てに必要な書類（任意後見監督人選任）

神戸家庭裁判所後見センター

必要な書類

- 申立書
- 財産目録・収支目録
- 財産関係の資料（別添「本人の財産関係等の資料」参照）
- 診断書，鑑定についてのおたずね
- 任意後見契約公正証書写し
- 【本人】
- 戸籍謄本（全部事項証明）
- 住民票
- 後見登記事項証明書（任意後見）（証明書の取り方については，「登記されていないことの証明書」及び「登記事項証明書」の取り方，と題する書面を参照されたい。）
- 後見登記されていないことの証明書（証明書の取り方については，「登記されていないことの証明書」及び「登記事項証明書」の取り方，と題する書面を参照されたい。なお，証明事項については，「成年被後見人，被保佐人，被補助人とする記録がない。」欄にチェックをしてください。）
- 本人に関する照会書
- 親族関係図
- 【申立人】
- 戸籍謄本（全部事項証明）
- 受任者に関する照会書

必要な費用

- 収入印紙（申立費用） 800円分
- 郵券 3630円分（内訳500円×3枚，
100円×10枚，
82円×10枚，
20円×10枚，
10円×10枚
1円×10枚）
- 収入印紙（登記費用） 1400円分

必要な書類がすべてそろいましたら
申立てにお越しになる日時を
予約してください。

〈申立人・ご本人の事情聴取を行っています。なお、任意後見監
督人候補者がある場合は、同人の事情聴取も行います。〉

〒652-0032

神戸市兵庫区荒田町3丁目46番1号

神戸家庭裁判所（後見センター）

TEL 078-521-5935（直通）